（様式第１―１号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**専門家派遣事業申請書**

公益財団法人千葉市産業振興財団

理事長　　様

公益財団法人千葉市産業振興財団ニーズ対応型支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

１　申請者概要

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）企業名 |  |
| 所在地 | (〒　 -　 ） |
| 代表者(役職･氏名) | 印 |
| 業種 |  |
| 資本金額（個人事業主は記載不要） | 千円 | 創業・設立年月 | 年　月設立 |
| 常時使用する従業員数 | 正規雇用：　人 | 非正規雇用：　人 | ＊常時使用する従業員がいなければ、「０人」と記入してください。 |
| ホームページのURL | 有 |  | 無 |
| 決算状況（直近２期分について記載） | 令和　年　月決算 | 売上 | 千円 | 経常利益 | 千円 |
| 令和　年　月決算 | 売上 | 千円 | 経常利益 | 千円 |
| 連絡担当者 | （フリガナ）氏名 |  | 役職 |  |
| 住所 | （〒　　－　　　）　 |
| 電話番号（携帯電話番号） |  | FAX番号 |  |
| E-mailアドレス |   |
| 事前相談 | 実施日 | 令和　　年　　月　　日 | 担当コーディネーター |  |

２　事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 現在行っている事業の詳細 | ※誰に対して（市場や顧客）、何を（製品やサービスの内容）、どのようなこと（販売等の仕組み）を取り組まれているか申請者の現在行っている事業について詳細に記載してください。（必要に応じて図表を交えてわかりやすく記載してください。） |
| 業務上の問題・課題 | ※業務で発生している問題・課題について、業務内容や業務プロセスに触れながら具体的に記載してください。（必要に応じて図表を交えてわかりやすく記載してください。） |

３　専門家派遣計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 派遣希望専門家 | 氏名：住所：〒電話： |
| 希望する派遣日数 | 　　　　　日 |
| 専門家に求めるアドバイス内容 | ※業務内容や業務課題に触れながら詳細に記載してください。 |
| アドバイスにより期待される効果 |  |
| 効果検証 | ※効果検証の指標とその検証方法について記載してください。 |

４　専門家派遣スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援内容 | 支援実施場所 | 実施時期 |
| ① ② ③ ④ ⑤⑥⑦⑧⑨⑩ |  | 令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間)令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間)令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間)令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間)令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間)令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間)令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間)令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間)令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間)令和　年　月　日～令和　年　月　日(　日間) |

※ 「支援実施場所」には、対面（場所も含む）、オンライン会議について記載してください。

※ 各日の具体的な支援内容の詳細がわかる資料を別途添付してください。（様式任意）

支援事業でのアドバイザー謝金額**円**

※上記謝金額の1／２を派遣先企業が負担します。

（ただしBCP対策にかかる派遣の場合は１/３）

※事業実施前にアドバイザーと事前協議してください。

アドバイザーの同意

[ ]  派遣される専門家と事前協議をし、同意を得ています。

派遣を希望するアドバイザーの氏名

様式第１号別紙

専門家派遣事業申請に当たっての注意事項

公益財団法人千葉市産業振興財団

（ア）この事業は、中小企業者等が抱える種々の問題解決のため、対象企業に専門家を派遣し、経営の向上を図る事を目的とした事業です。

専門家の指定にあたっては、財団に登録された専門家の中から事業の効果が十分期待できる者を中小企業者等の責任において指定してください。

（イ）申請にあたっては、専門家派遣事業申請書(様式第１号)に必要事項を記入し、専門家との派遣計画の同意を得た上で、直近２期分の決算書を添付して財団に提出してください。

（ウ）提出された申請書の記載内容及び実施効果等を財団で審査し、専門家の派遣の適否を判断しますので、派遣を行わない旨の決定をする場合もあります。

（エ）専門家の支援の方法、内容については、事前に専門家と十分相談してください。

（オ）採択は一の年度において一の中小企業者等につき一回に限ります。

（カ）専門家に支払う謝金は、１日２万円以内(専門家の交通費を含む)です。

（キ）事業実施前、派遣を受ける企業は、専門家に対する謝金の１／２を負担する必要があります。